

JIS L0001 (洗濯表示) の改正に伴う繊維製品品質表示規程の改正について

- 国際規格 ISO 3758 (繊維製品等に表示されるケアラベル (取扱い絵表示)) の改正が審議され、2023年12月に改正された。国際規格と整合させるため、JIS L0001 (繊維製品の取扱いに関する表示記号及びその表示方法) を改正する予定。
- 繊維製品品質表示規程において、JIS L0001を引用していることから、JIS改正に対応すべく、所要の改正を行うもの。
- JIS L0001:2024の公布 (令和6年8月20日予定) にあわせて、繊維製品品質表示規程を改正し、円滑な移行を図る観点から、附則において1年間の経過措置期間を設ける。

洗濯表示とは

5つの基本記号と組み合わせて用いるいくつかの付加記号、数字などで構成する。

5つの基本の記号



表示例



付加記号

<p>線なし 通常の強さ</p> <p>— 弱い、低温</p> <p>== 非常に弱い</p> <p>「線(-)」が増えるほど弱くなる</p>	<p>《記号によるもの》</p> <p>「・」「・・」「・・・」</p> <p>低 → 高</p> <p>タンブル乾燥やアイロンの温度は「点(・)」で表す。数が増えるほど温度は高くなる</p>	<p>《数字によるもの》</p> <p>【例】</p> <p>基本記号と組み合わせて、禁止を表す</p>
---	--	--

JIS L0001の改正概要

① 記号追加



液温は、30℃を限度とし、手洗いによる洗濯処理ができる。



–底面温度120℃を限度として、スチームなしでアイロン仕上げ処理ができる。

–スチームアイロンは不可逆的な損傷を引き起こす可能性がある。

② 意味の変更



底面温度~~200℃~~210℃を限度としてアイロン仕上げ処理ができる。



底面温度~~150℃~~160℃を限度としてアイロン仕上げ処理ができる。



底面温度~~110℃~~120℃を限度として~~スチームなしで~~アイロン仕上げ処理ができる。

③ 記号微修正



液温は40℃を限度とし、手洗いによる洗濯処理ができる。

※手の形状の微修正



漂白処理はできない。

※禁止記号“×”の位置の微修正

④ 意味の追加



– パークロロエチレン又はジブトキシメタン（沸点182.5℃, 引火点62℃）若しくは記号Ⓔの欄に規定の溶剤でのドライクリーニング処理ができる。
– 通常の処理



– 石油系溶剤（蒸留温度150℃～210℃, 引火点38℃～70℃）又はデカメチルペンタシクロロキサン（沸点210℃, 引火点77℃）でのドライクリーニング処理ができる。
– 通常の処理